

京都市上下水道局告示第62号

地方公営企業法第33条の2の規定により、工事費用及びその他費用の徴収事務の一部を委託することとしましたので、同法施行令第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 受託者

京都府京都市左京区岡崎円勝寺町2番地4
京都府管工事工業協同組合

2 委託の範囲

- (1) 工事費及びその他費用の収納
- (2) 前号により収納した工事費及びその他費用の出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関への払込み
- (3) 納入通知書の配布
- (4) 前各号に付帯する事務

3 委託の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(上下水道局水道部水道管路課)